

## 自転車放置禁止区域と市営自転車駐車場地図



収容台数  
**70台**

上野町市営自転車駐車場  
上野町(バーニアピーチ広場西側)  
平面式・屋根なし



収容台数  
**120台**

橋通第2自転車駐車場  
橋通西3(ジャンジャン横丁沿い)  
平面式・屋根なし



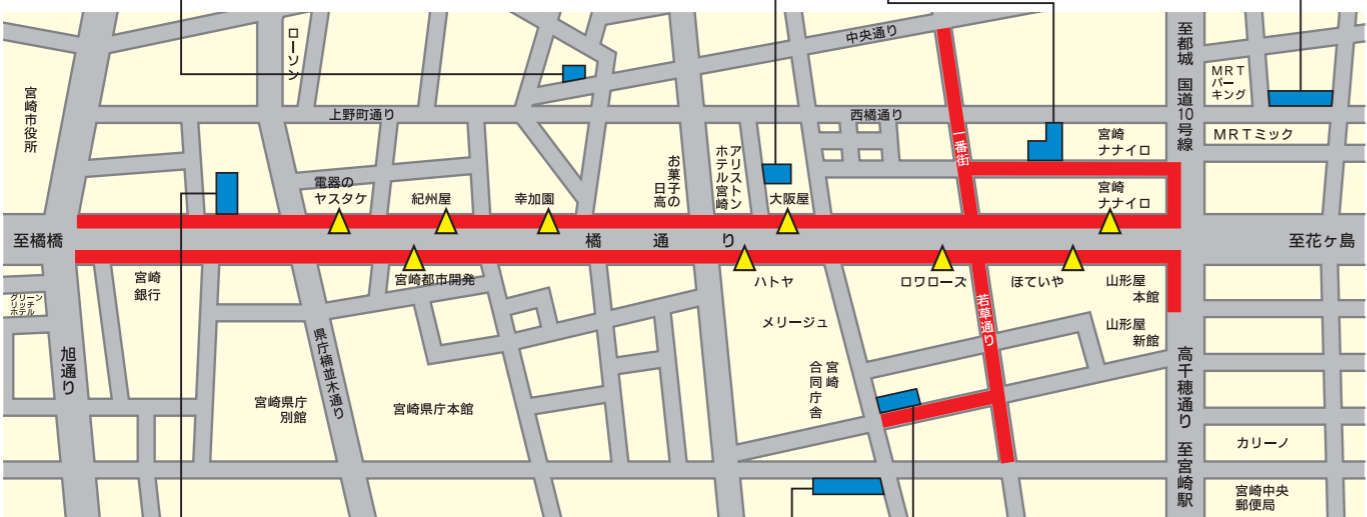
収容台数  
**532台**

一番街第1自転車駐車場  
橋通西3(宮崎ナナイロ南側)  
2階建・屋根なし…392台  
平面式・屋根なし…140台



収容台数  
**70台**

二葉街区公園自転車駐車場  
清水1(MRT北側)  
平面式・屋根付





収容台数  
**80台**

橋通第1自転車駐車場  
橋通西1(橋通1丁目バス停近く)  
平面式・屋根なし



収容台数  
**75台**

別府街区公園自転車駐車場  
広島1(ガソリンスタンド向かい)  
平面式・屋根付



収容台数  
**160台**

若草通自転車駐車場  
橋通東3(合同庁舎向かい)  
平面式・屋根なし

**自転車放置禁止区域** (Red line)

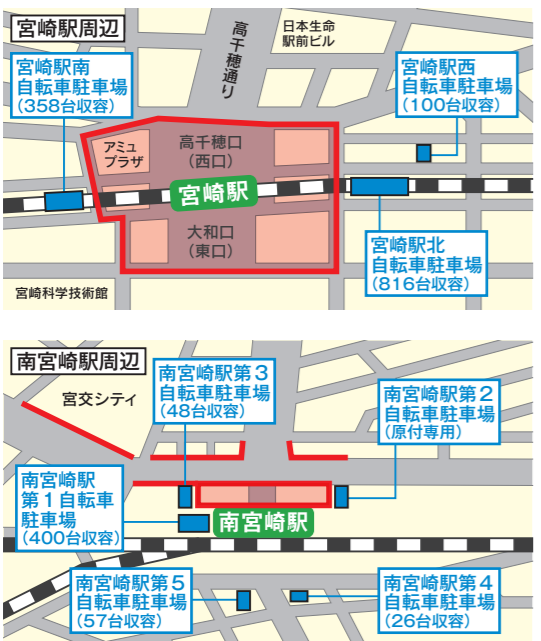
**市営自転車駐車場** (Blue rectangle)


**自転車駐輪スペース (白線内のみ)** (Yellow triangle)

利用時間：午前10時から午後7時まで  
※利用時間以外は放置禁止区域となります。

その他の市営自転車駐車場情報はこちらからご覧いただけます。







宮崎県自転車二輪車商協同組合宮崎支部 支部長 笠村 勝友さん

**便利で環境に優しい  
身近な乗り物である  
自転車を大切にしましょう！**

宮崎県自転車二輪車商協同組合宮崎支部では、保管所で一定期間保管されたあと、引き取りに来てもらえなかった自転車を中古車として使えるように整備し、販売する取り組みを行っています。使用している自転車を日頃から大事に乗ってもらえると放置もなくなると思っています。モノを大切にいきましょう。

**5月に一部市営自転車駐車場で放置自転車一斉調査を行います。詳しくは情報ひろば(P20)をご覧ください。**



紺色の制服に帽子、腕章をした指導員が自転車放置禁止区域や市営自転車駐車場を整理してまわっています。

# みんなで 放置自転車をなくして きれいな街づくりを

市では街を美しくきれいに保つため、公共場所への自転車の放置防止に取り組んでいます。その一環として、「宮崎市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、自転車放置禁止区域等に駐輪している自転車は市指定の保管所へ移動しています。自転車は無料で利用できる市営自転車駐車場(駐輪場)に停めていただくをお願いします。みんなで街をきれいにいきましょう！

放置自転車移動保管・返還状況 (台)

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
移動保管台数	1,752	1,652	1,442	1,517	1,333
返還台数	403	362	381	328	278
返還率	23.0%	21.9%	26.4%	21.6%	20.9%
処分台数	1,349	1,290	1,061	1,189	1,055
放置自転車対策事業決算額(千円)	25,129	22,593	22,916	23,964	24,958

放置自転車は下原町自転車保管所で一定期間保管しています。保管自転車を取りに来る人は約4分の1程度にとどまっています。



中心市街地の自転車放置禁止区域に停められている自転車。



保管所で持ち主を待っている自転車。



放置自転車整理指導員 河野義和さん

**自転車は市営自転車駐車場へ！**

自転車放置禁止区域に自転車を停める人へ、市営自転車駐車場の案内チラシを配り、ご協力をお願いしています。宮崎駅前がきれいになったことで自転車を駐輪する人はいなくなり、美しい景観が保たれています。街全体がきれいになるために、自転車は決められた場所への駐輪をお願いします。




地域安全課 飯干 菜子

市では、無料で利用できる自転車駐車場を整備していますので、ルールや駐輪マナーを守って正しく利用しましょう。また、自転車放置禁止区域から移動した自転車は、防犯登録の情報により所有者に通知しています。必ず防犯登録を行い、通知が来たときは期日までに自転車を引き取りに来てください。4月から県の条例で義務化された、自転車損害賠償責任保険等への加入もお忘れなく。

### 自転車放置禁止区域について

- 宮崎駅周辺、南宮崎駅周辺、橋通り周辺は条例により「自転車放置禁止区域」に指定されています。
- 区域内に駐輪された自転車は直ちに移動(保管)する場合があります。
- 自転車は必ず駐輪場に停めましょう。



### 市営自転車駐車場の使用について

- 条例により市営自転車駐車場には、自転車を14日間を超えて継続して駐輪してはいけません。
- 14日間を超えて継続して駐輪していると移動(保管)する場合があります。
- 卒業や就職などで、長期間利用しない場合には自転車を放置せず自宅に持ち帰りましょう。